

# 石 金 造

ISHIZUCHI

# 4

共済だより

平成31年(2019)

Vol.304

—ご家族でご覧ください—

## CONTENTS

- ・平成31年度事業計画及び予算 ————— 2
- ・新組合員の皆さんへ  
— 共済組合福祉事業のご案内 ————— 16
- ・短期掛金率が1.87%の引下げになります ————— 12
- ・市区町村の医療費助成の適用を受ける皆さまへ ——— 13
- ・豪雨災害に係る一部負担金猶予措置が延長されます — 13
- ・標準報酬月額 of 随時改定について ————— 14
- ・保健課からのお知らせです！ ————— 18
- ・特定健康診査受診券等が届いた被扶養者の皆さまへ — 18
- ・過敏性腸症候群ってどんな病気？ ————— 19

愛媛県市町村職員共済組合  
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

ふたみ潮風ふれあい公園 (伊予市提供)

# 事業計画及び予算

平成31年2月27日開催の第199回組合会で、平成31年度事業計画及び予算が議決されました。

今年度は、短期経理において高齢者医療制度に対する納付金等が前年度より大幅に減少するため、財源率を引き下げる一方で、今後当該納付金等が大幅に増減した場合でも財源率に大きな影響が出ないよう一定の積立金を積立てる予算となっています。

その他の経理においては、組合員の標準報酬の減少や社会情勢などの影響から、収入の増加が見込めず、業務経理ほか4経理で当期損失金を見込む厳しい予算となっています。



## ●組合員数

(単位:人)

組合員種別	平成31年度末推計
一般組合員	12,698
一 般 職	49
特 別 職	49
市 町 村 長 組 合 員	19
特 定 消 防 組 合 員	1,754
長 期 組 合 員 ( 特 別 職 )	1
市 町 村 長 長 期 組 合 員	1
船 員 一 般 組 合 員	15
継 続 長 期 組 合 員	2
小 計	14,539
任 意 継 続 組 合 員	201
合 計	14,740

## ●所属所数

市	町	一部事務組合等	計
11	9	21	41

## ●各経理の収支推計

(単位:千円)

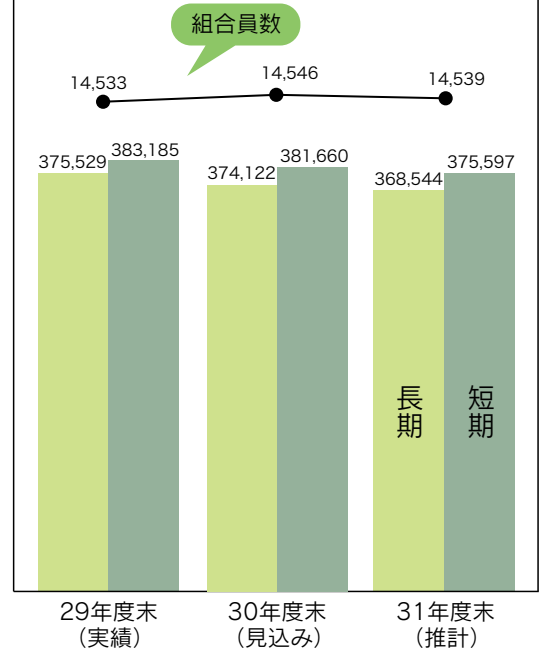
経理名	区分	収 入	支 出	当期利益金 (△当期損失金)
短 期 経 理		9,246,813	8,509,698	737,115
		981,896	985,428	△ 3,532
厚生年金保険経理		19,852,960	19,852,960	0
退職等年金経理		1,267,890	1,267,890	0
経過的長期経理		98,430	98,430	0
退職等年金預託金管理経理		21,976	21,976	0
経過的長期預託金管理経理		2,777	2,777	0
業 務 経 理		287,468	290,556	△ 3,088
保 健 経 理		394,652	413,031	△ 18,379
		7,056	7,056	0
宿 泊 経 理		167,390	179,890	△ 12,500
貯 金 経 理		630,903	606,531	24,372
貸 付 経 理		35,546	45,576	△ 10,030
物 資 経 理		5,962	9,792	△ 3,830
合 計		33,001,719	32,291,591	710,128

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

組合員数及び平均標準報酬月額推移  
(任意継続組合員を除く。)

単位(人、円)



●掛金率・負担金率及び公的負担金率等一覧表(平成31年度)

(単位：%)

組合員種別	掛金率					負担金率				
	短期		厚生年金	退職等年金	保健	短期		厚生年金	退職等年金	保健
	短期分	介護分				短期分	介護分			
一般組合員(一般職) 一般組合員(特別職) 市町村長組合員 特定消防組合員	47.09	7.76	91.50	7.5	2.0	47.09	7.76	91.50	7.5	2.0
船員一般組合員	44.84	7.76	91.50	7.5	2.0	49.34	7.76	91.50	7.5	2.0
長期組合員(特別職) 市町村長長期組合員	3.16	—	—	7.5	2.0	3.16	—	—	7.5	2.0
継続長期組合員	—	—	91.50	7.5	—	—	—	91.50	7.5	—

組合員種別	特別財政調整率	育児・介護 公的負担金率	基礎年金公的負担金率	経過的長期率
一般組合員(一般職) 一般組合員(特別職) 市町村長組合員 特定消防組合員 船員一般組合員	0.2	0.08	39.7	0.1098
長期組合員(特別職) 市町村長長期組合員	—	0.08	39.7	0.1098
継続長期組合員	—	—	39.7	0.1098

※ □ は4月1日から変更になった部分

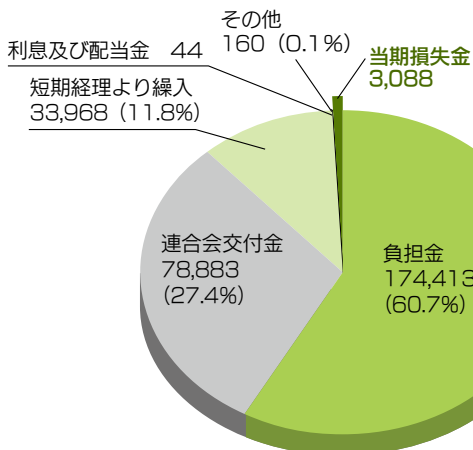
業務経理

この経理では、医療及び年金の給付を行うための事務費を賄っています。

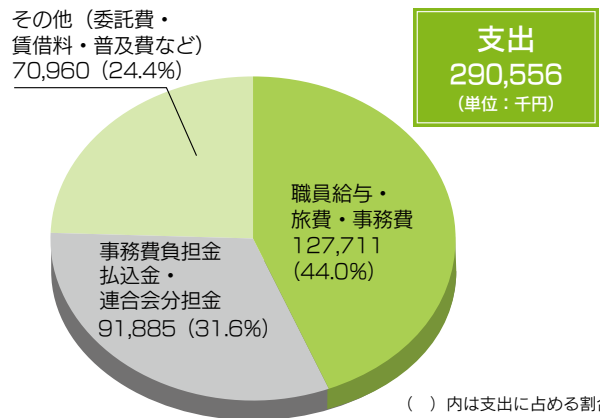
地方公共団体からの負担金(組合員1人当たり年額1万1988円)、短期経理からの繰入金(組合員1人当たり2335円)及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)からの交付金(組合員1人当たり4709円)により運営しています。

今年度は、これまでの医療保険分野に加え、年金保険分野においてもマイナンバーを利用したシステムによる情報連携が開始される予定となっており、これらの業務等に係るシステム関連費用は増加傾向にあります。

大変厳しい収支状況ではありますが、引き続き事務処理の効率化を図り、一層の経費節減に努めます。



( ) 内は収入に占める割合



( ) 内は支出に占める割合

# 短期経理

この経理では、組合員及び被扶養者の医療給付及び出産・休業・災害などに係る給付、また、介護保険に係る資金の収納及び納付を行っています。

## 〔医療給付関係〕

**財源率は5・52%引下げへ**

保健給付（医療費や出産費など）は、前年度より若干増加の39億1286万円、高齢者医療制度への拠出金は、前年度より16億7800万円減の26億9030万円を見込んでいます。当該拠出金の大幅な減少が影響し、財源率は、前年度より5・52%引き下げた94・18%（掛金率47・09%、負担金率47・09%）となり、3年ぶりに全国連合会の財政支援を受けない予算となりました。なお、特定保険料率は、31・08%となっています。

また、今年度は、当該拠出金が今後大きく変動した場合でも財源率に大きな影響が出ないよう、一定の積立金を積立てる予算としています。

※財源率のうち高齢者医療制度への

拠出金に係る率をいいます。財源率の詳細については、12Pをご覧ください。

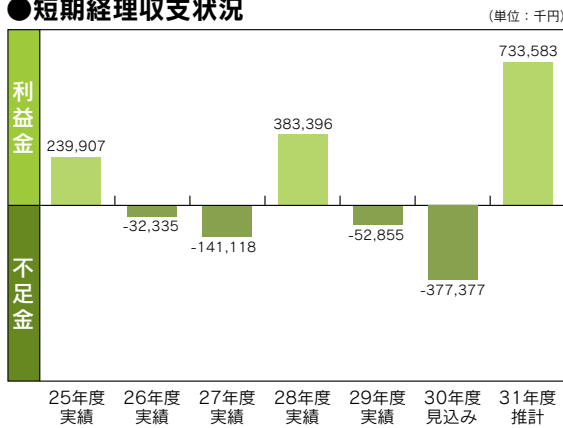
## 〔介護保険関係〕

**財源率は1・18%引上げへ**

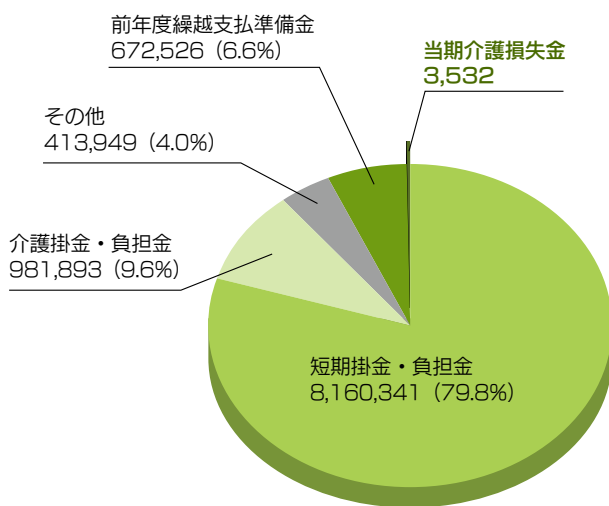
介護保険料については、40歳以上65歳未満の組合員について、共済組合が収納し、社会保険診療報酬支払基金に納付しています。

今年度は、介護納付金が前年度よりも1870万円増加する見込みのため、財源率は、前年度より1・18%引き上げて15・52%となります。

## ●短期経理収支状況

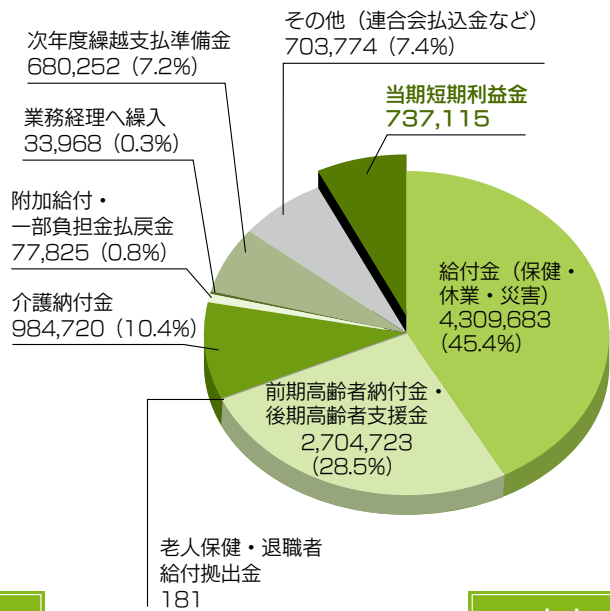


(注) 介護保険の収支を含んだ短期経理の収支状況となっています。



**収入**  
10,228,709  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合



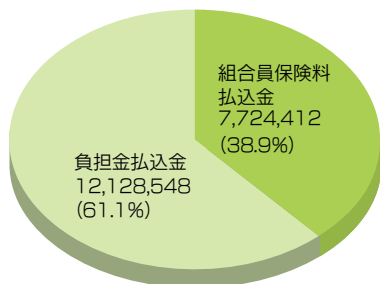
**支出**  
9,495,126  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合

### 厚生年金保険経理

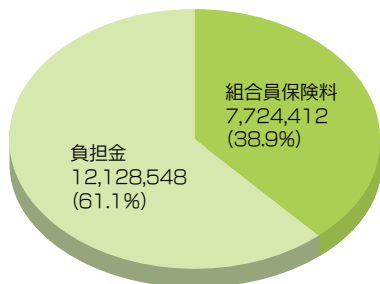
この経理では、厚生年金給付の保険料等を収納し、全額を全国連合会へ納付しています。

財源率は、平成30年9月以降固定の183・00%（組合員保険料率91・50%、所属負担率91・50%）です。



**支出**  
19,852,960  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



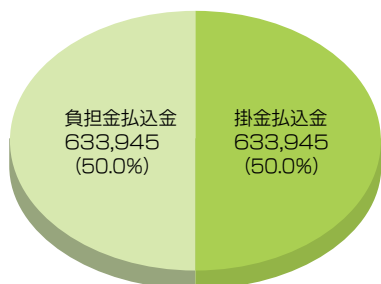
**収入**  
19,852,960  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

### 退職等年金経理

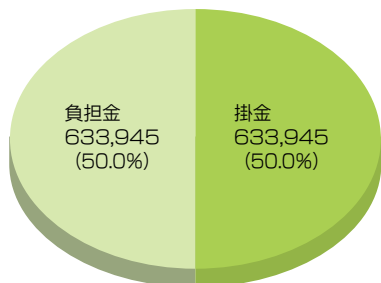
この経理では、退職等年金給付の保険料等を収納し、全額を全国連合会へ納付しています。

財源率は、前年度に引き続き15%（掛金率7・50%、負担金率7・50%）です。



**支出**  
1,267,890  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



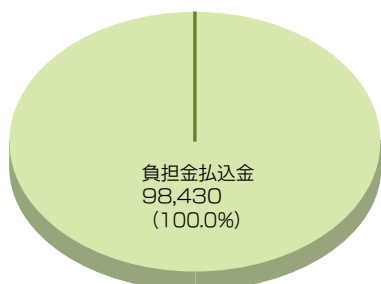
**収入**  
1,267,890  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

### 経過的長期経理

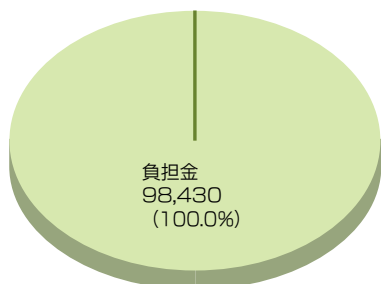
この経理では、被用者年金一元化時点で既に裁定済みであった公務障害給付及び公務遺族給付の保険料等を収納し、全額を全国連合会へ納付しています。

今年度の財源率は0・1098%（負担金のみ）です。



**支出**  
98,430  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



**収入**  
98,430  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

# 保健経理

この経理では、組合員及び被扶養者の健康保持・増進のため、人間ドック等の利用助成事業、特定健康診査・特定保健指導及びデータヘルス事業等を行っています。

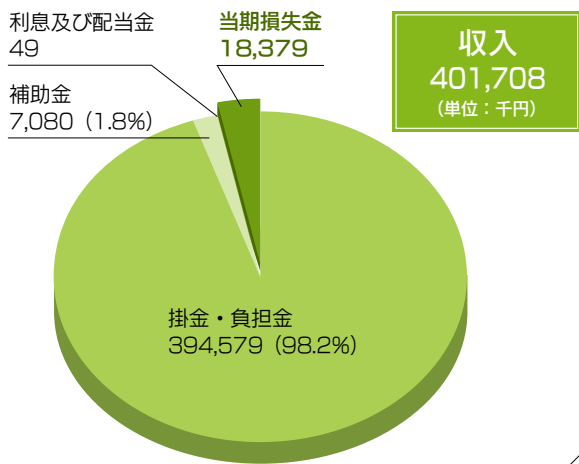
## 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上にご協力をお願いします！

今年度の支出は、人間ドック等利用助成事業を始めとした下記事業の合計で、4億2009万円を見込んでいます。

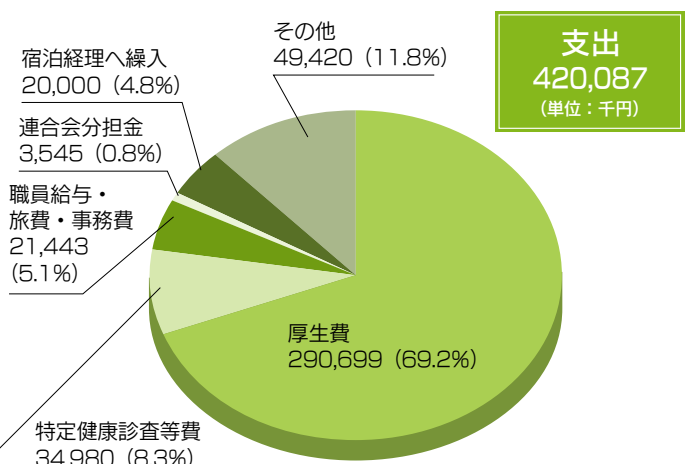
一方収入は、掛金・負担金の減収傾向が続く中、4億1711万円で、1838万円の当期損失金を見込む予算となっています。

今年度は、特定健康診査・特定保健指導について、アウトソーシングによる実施を強化するとともに、引き続き被扶養者に対するインセンティブの付与及び組合員に対する本組合保健師による事業所訪問型保健指導等を推進し、皆さまの生活習慣病予防に対する意識の向上及び健康状態の改善に努めます。

※詳細については、18Pに掲載の「忘れていませんか？」の記事をご覧ください。

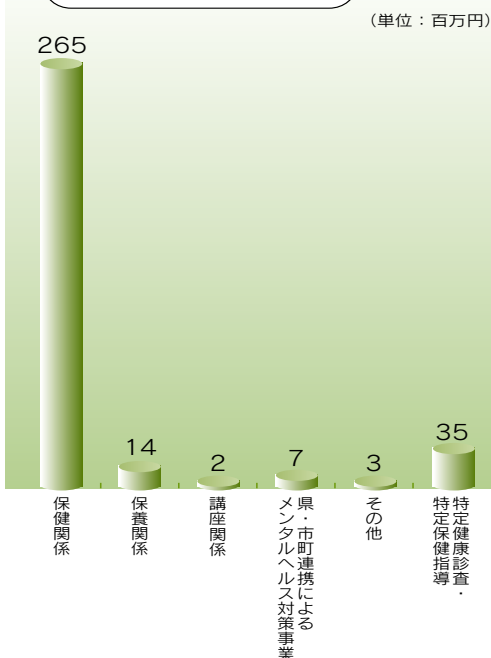


( ) 内は収入に占める割合



( ) 内は支出に占める割合

### 種類別事業計画額



### 事業の種類

保健関係	人間ドック利用助成		養係	愛媛共済会館利用助成
	脳ドック	眼底検査		新婚・銀婚等利用助成
がん検診等補助	ミニドック	大腸がん検査	講関係	福祉施設利用助成
		HbA1c検査		労働安全衛生業務担当者研修会
		血清クレアチン検査		ライフプランセミナー
		デジタルCR		健康講習会補助
その他	肺がん検診	ヘリカルCT	データヘルス事業	
	胃がん検診		電話健康・メンタルヘルス相談	
	子宮がん検診		県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業	
特定保健指導	乳がん検診		その他	
	前立腺がん検診			
	インフルエンザ予防接種補助			

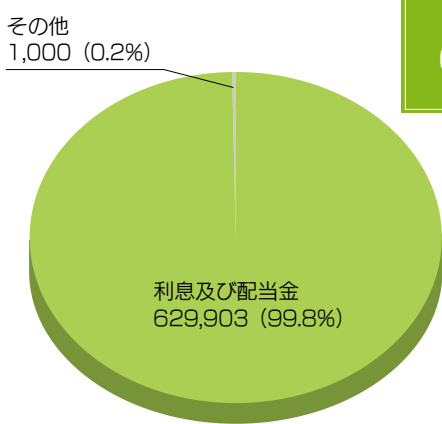
## 貯金経理

この経理では、組合員の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して、皆さまの生活設計に寄与するための貯金事業を行っております。

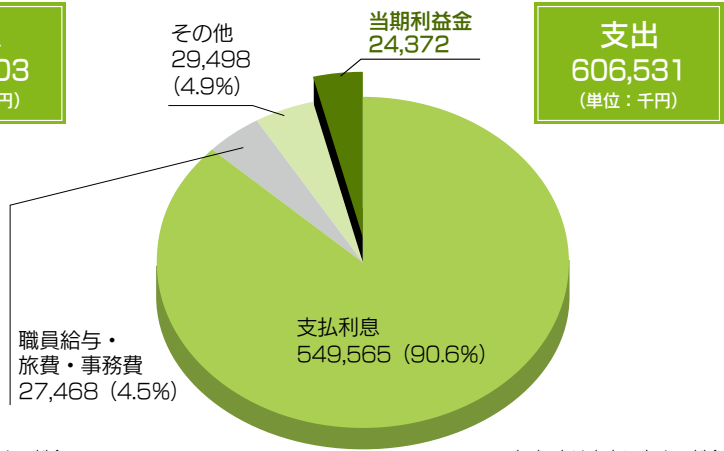
**貯金利率は年利1・0%!**

今年度も貯金利率は1・0%とし、本組合で定める資金の管理・運用基準に基づき、安全かつ効率的な資金の運用を行います。

毎月の給与又は期末勤勉手当から控除して積み立てる定例貯金のほか、本組合所定の用紙により各金融機関の窓口からお振り込みいただく臨時増額貯金があります。未加入の方は、是非加入をご検討ください。



( ) 内は収入に占める割合



( ) 内は支出に占める割合

## 貯金事業の現況 (平成31年度末推計)

貯金者数 **8,700人**

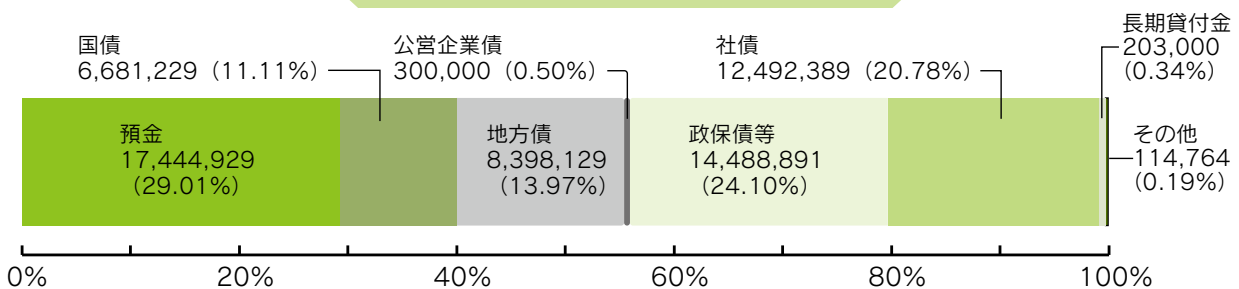
一人当たり貯金額 **634万円**

貯金額 **552億円**

加入率 **59.03%**

## 貯金経理の資産運用計画 (単位: 千円)

**資産総額 601億2,333万円**



## 貸付経理

この経理では、退職等年金預託金管理経理等から資金を借り入れ、組合員の皆さまの臨時の支出に対して貸付けを行っています。貸付の種類及び今年度末の利用件数等の見込みは下表のとおりです。

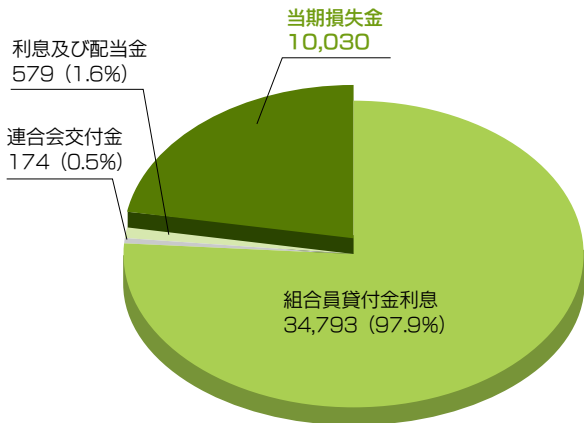
**貸付利率は年利1・26%!**

昨年1月から、貸付利率を引き下げ、1・26%としています。自動車の購入等で金融機関からの借入れをお考えの方は、本組合の貸付事業を是非ご検討ください。

なお、本組合では、貸付事故（自己破産、民事再生手続などによる貸倒れ）防止のため、償還能力などの事前審査を強化しております。皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

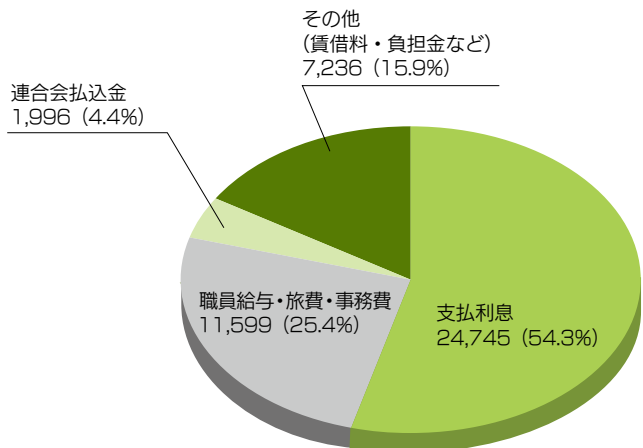
※貸付事業の詳細については、16Pをご覧ください。

収入  
35,546  
(単位：千円)



( ) 内は収入に占める割合

支出  
45,576  
(単位：千円)



( ) 内は支出に占める割合

### ●償還額計算例(普通貸付・貸付利率 年1.26%の場合)

貸付金額	償還回数	償還額(月額)	償還額(ボーナス)	償還額(合計)
500,000円	60回	8,603円	-	516,145円
1,000,000円	90回	11,650円	-	1,048,467円
	72回	9,617円	28,851円	1,038,583円
1,500,000円	108回	14,699円	-	1,587,382円
	84回	12,442円	37,326円	1,567,592円
2,000,000円	120回	17,747円	-	2,129,637円
	96回	14,605円	43,815円	2,103,133円

※上段は毎月償還のみ、下段はボーナス償還を併用した場合の計算例です。  
 ※償還回数は貸付金額によって決まっています。  
 ※償還額(月額)の最終回は端数調整のため異なる場合があります。

### ●平成31年度末貸付金推計

(単位：件,千円,%)

種類	件数	金額	割合
普通貸付	889	819,310	30.35
住宅貸付	602	1,397,744	51.77
在宅介護対応住宅貸付	25	29,929	1.11
災害貸付	6	28,352	1.05
特別貸付	376	423,027	15.66
高額医療貸付	1	1,000	0.04
出産貸付	1	420	0.02
合計	1,900	2,699,782	100.00



●平成31年度事業の概要

販売品目	家庭用電気製品、家具、自動車、自動二輪車、楽器、図書、洋服、時計、貴金属、眼鏡、ミニハウス、ストックハウス、住宅附帯設備、カメラ、レジャー・スポーツ用品、寝具、健康器具、石材
販売方法	店頭・巡回・通信販売
利 潤 率	平均 0.65%
購入制限額	200万円
指定店数	122店
月賦方法	2月～60月
債務保証	官公庁等共済組合一般資金貸付保険により行う
売上見込額	139,920千円

※物資供給貸付事業については、16P及び本紙別冊をご覧ください。

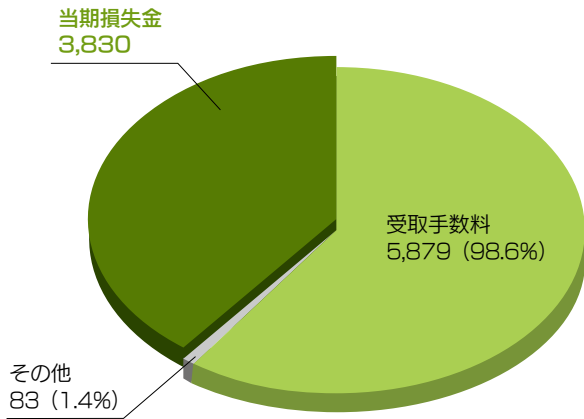
償還利率は年利1・9%！  
 貸付事業と同様、昨年1月から、償還利率を引き下げ、1・9%としております。自動車の購入等で金融機関からの借入れをお考えの方は、本組合の物資供給事業を是非ご検討ください。  
 なお、貸付事故の発生は、当該事故発生時のための保険料増加要因となりますので、無理のない返済額を設定するなど計画的なご利用をお願いします。

この経理では、貯金経理から資金を借り入れ、組合員の皆さまが、本組合の指定業者から自動車等を購入する際に、購入代金を立替払いする事業を行っています。

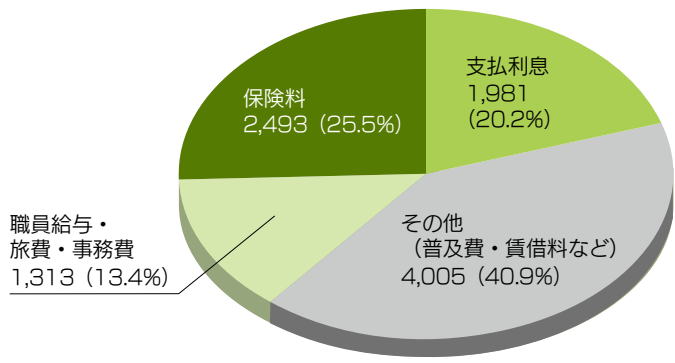
物資経理

収入  
5,962  
(単位：千円)

支出  
9,792  
(単位：千円)



( ) 内は収入に占める割合



( ) 内は支出に占める割合

●償還額計算例(立替金利率 年1.9%・6月から償還開始の場合)

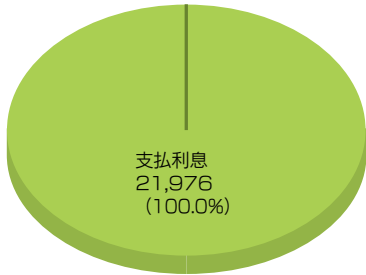
立替金額合計	毎月償還分	賞与償還分	償還回数	償還額(月額)	償還額(ボーナス)	償還額(合計)
1,000,000円	1,000,000円	0円	60回	17,484円	-	1,049,010円
			48回	21,651円	-	1,039,246円
	750,000円	250,000円	毎月60回・賞与10回	13,113円	26,118円	1,047,926円
			毎月48回・賞与8回	16,238円	32,344円	1,038,181円
	500,000円	500,000円	毎月60回・賞与10回	8,742円	52,236円	1,046,849円
			毎月48回・賞与8回	10,825円	64,689円	1,037,125円
2,000,000円	2,000,000円	0円	60回	34,968円	-	2,098,056円
			48回	43,302円	-	2,078,522円
	1,500,000円	500,000円	毎月60回・賞与10回	26,226円	52,236円	2,095,894円
			毎月48回・賞与8回	32,477円	64,689円	2,076,396円
	1,000,000円	1,000,000円	毎月60回・賞与10回	17,484円	104,473円	2,093,737円
			毎月48回・賞与8回	21,651円	129,379円	2,074,282円

※償還回数は60回を限度として設定できます。  
 ※賞与償還分は立替金額の2分の1以内で設定できます。  
 ※償還額の最終回は端数調整のため異なる場合があります。

### 退職等年金 預託金管理経理

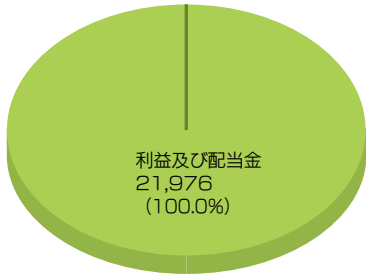
この経理では、全国連合会から退職等年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、主に組合員への貸付資金として管理・運用を行っています。

今年度末の貸付経理への貸付金残高は23億8700万円の見込みで、運用収入2198万円は、全額を全国連合会へ支払います。



**支出**  
21,976  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



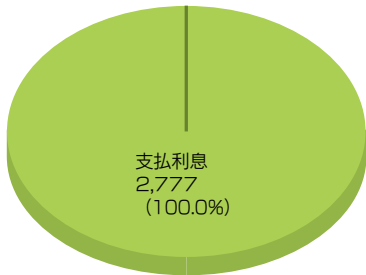
**収入**  
21,976  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

### 経過的長期 預託金管理経理

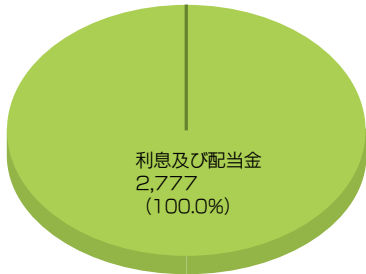
この経理では、退職等年金預託金管理経理と同様、全国連合会から年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、主に組合員への貸付資金として管理・運用を行っています。

貸付事業の財源は、今年度中に本経理から退職等年金預託金管理経理へ完全に移行するため、今年度末の貸付経理への貸付金残高は0円の見込みで、運用収入278万円は、全額を全国連合会へ支払います。



**支出**  
2,777  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



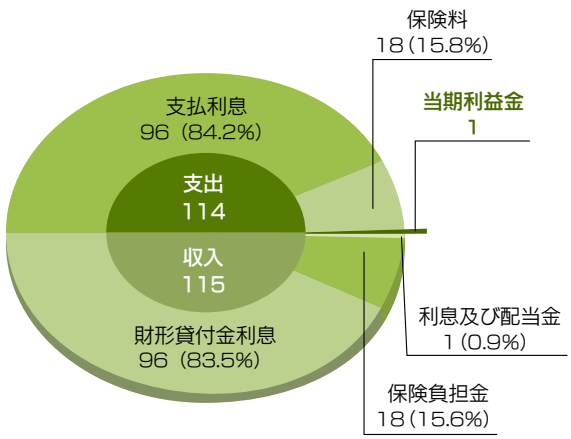
**収入**  
2,777  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

### 財形経理

この経理では、全国連合会から資金を調達し、財形住宅貸付事業に係る資金の貸付を行っています。

今年度は、1800万円の借入れを見込んでいます。



(単位：千円)

( ) 内は支出又は収入に占める割合

# 宿泊経理

この経理では、「えひめ共済会館」の経営・運営を行っています。

えひめ共済会館は、改修工事のため、昨年4月1日から8月31日までの5カ月間休館し、9月1日にリニューアルオープンしました。館内空調設備や宿泊室の設備等を一新し、ご利用金額はそのまま、より快適な空間を組合員及び被扶養者の皆さまにご提供させていただいております。

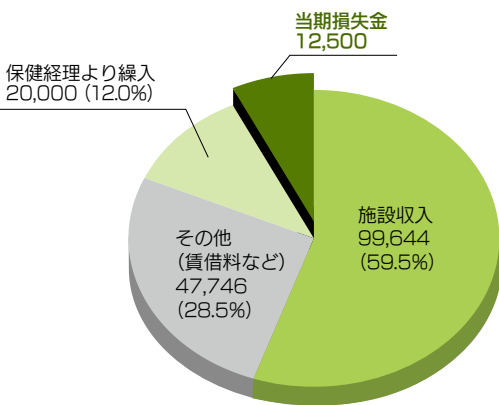
また、毎年ご好評をいただいておりますレストラン「旬彩 伍縁」との協同企画「ピアバイキング」を今年度も予定しております。その他お得なプランを各種ご用意していますので、詳しくは当会館HPにてご確認ください。

皆さまのご利用を職員一同心からお待ちしております。

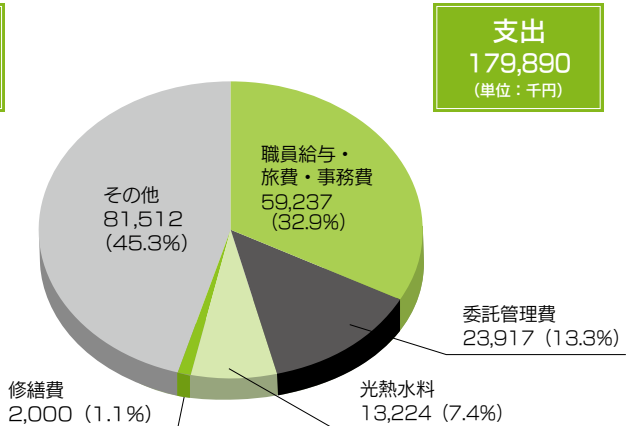
※えひめ共済会館HPアドレスは本紙裏面でご確認ください。

## ●年間利用計画

区分	部門	宿 泊	宴会会
利用人数		16,133人 (組合員5,317人/その他10,816人)	1,466件
年間収入		64,048千円	31,153千円



**収入**  
167,390  
(単位: 千円)



**支出**  
179,890  
(単位: 千円)

( ) 内は収入に占める割合

( ) 内は支出に占める割合

## ●えひめ共済会館宿泊料金表 (平成31年4月1日現在)

客室タイプ	宿泊人数	宿泊料
洋室シングル(バスなし)	1人	1,164円(3,564円)
洋室シングル	1人	2,244円(4,644円)
洋室ツイン	1人利用	3,000円(5,400円)
	2人利用	1人当たり 2,028円(4,428円)
洋室バリアフリールーム	1人利用	2,784円(5,184円)
	2人利用	1人当たり 1,488円(3,888円)
和 室(定員2人)	1人利用	3,000円(5,400円)
	2人利用	1人当たり 2,028円(4,428円)
	3人利用	1人当たり 1,704円(4,104円)

## ●お得なえひめ共済会館宿泊プラン

宿泊プラン	宿泊料(税込)	内 容
ビジネスプラン	1泊朝食付 1,614円~ (4,014円)~	宿泊と朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
四季の伊予路プラン	1泊2食付 4,700円 (7,100円)	宿泊と愛媛県産の旬の食材にこだわった夕食に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
年金者連盟会員様限定 宿泊プラン	1泊2食付 6,600円	年金者連盟会員様を対象とした宿泊プランで、宿泊と愛媛県産の旬の食材にこだわった夕食に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
宿泊サポートプラン	1泊2食付 2,600円 (5,000円)	学生の皆さんの各種イベントへの参加を応援するプランで、宿泊と夕食(2種類から選択)に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。 ※10名様以上でご利用の小学生から大学生までが対象で、広間での宿泊利用となります。

- 備 考
- 1 組合員、一般の料金区分はありません。
  - 2 宿泊料は、えひめ共済会館利用助成額(1人1泊2,400円)を控除した後の組合員(公務出張は除く。)及び被扶養者のお支払い料金です。
  - 3 ( )内は、助成金控除前の料金です。
  - 4 チェックインは15時から、チェックアウトは10時です。
  - 5 門限はありません。

# 短期掛金率が千分の1.87 引下げになります

短期財源率は千分の5.52引下げに！

## ―平成31年度短期経理(予算)―

平成31年度の短期経理は、収入については、掛金・負担金収入の算定基礎となる標準報酬総額が減少となる見込みです。

支出については、高齢者医療制度に係る拠出金の合計額が、前年度と比較して約16億7800万円減少し、約27億500万円となる見込みです。このため、31年度の定款本則の短期財源率は、短期経理財政の安定化を図るため、欠損補てん積立金に短期積立金を積み増したうえで算定した結果、前年度より千分の5.52引き下げた、千分の94.18(掛金47.09、負担金47.09)となり、3年ぶりに全国連合会から調整交付金等による財政支援を受けないこととなります。

今年度は、高齢者医療制度への拠出金が大幅に減少したことで、財源率は引下げとなりますが、依然厳しい財政状況が続いていますので、平成31年度も「第2期データヘルス計画」を策定し、医療給付の適正化、ジェネリック医薬品の使用促進等に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導に積極的に取り組むこととしていきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、介護保険に係る財源率については、前年度より千分の1.18引き上げた千分の15.52(掛金7.76、負担金7.76)となりました。

### 平成31年度 短期掛金・負担金率の概要

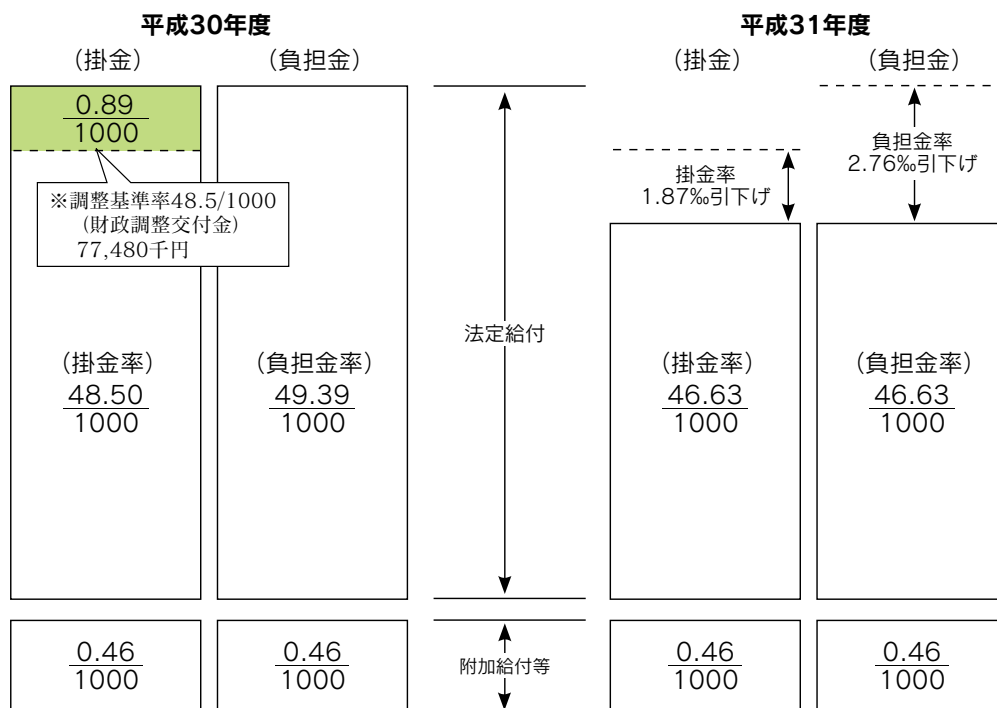
(単位：%)

区 分	掛 金			負 担 金		
	平成30年度	平成31年度	前年度比較増▲減	平成30年度	平成31年度	前年度比較増▲減
定 款 本 則①	49.85	47.09	▲ 2.76	49.85	47.09	▲ 2.76
財 政 調 整②	0.89	0.00	▲ 0.89	0.00	0.00	0.00
特別財政調整③	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
実質(①-②-③)	48.96	47.09	▲ 1.87	49.85	47.09	▲ 2.76

標準報酬月額38万円の場合、短期掛金月額は以下のとおりとなります。

平成30年度	平成31年度	前年度比較増▲減
18,604円	17,894円	▲ 710

### 平成30年度・31年度の掛金・負担金率比較図



※全国連合会からの財政支援を受ける基準率 (48.5%)

(平成31年度は、法定給付の掛金率が財政調整基準率を超えないため、財政調整交付金は受けません。)

## 市区町村の医療費助成の適用を受ける場合は、 共済組合に届出をお願いします。

共済組合では、組合員や被扶養者の方が同一の月に一つの医療機関でかかった医療費(入院と外来は別)の自己負担額が2万5千円(※上位所得者は5万円)を超える場合には、「一部負担金払戻金」又は「家族療養費附加金」などの附加給付を支給(届出口座に自動送金)しています。

ただし、市区町村の実施する医療費助成制度の適用を受けている場合は、共済組合は助成後の自己負担額に基づき附加給付の支給を行います。

附加給付の適正な支給を行うため、ご自身又は被扶養者が市区町村の医療費助成を受けることとなったときや受けなくなったときは、共済組合まで届出をお願いします。

医療費助成事業の適用状況について、確認の調査を5月に実施します。



### 【共済組合へ報告が必要な主な医療費助成】

- ① 重度心身障害者医療費助成
- ② ひとり親家庭医療費助成
- ③ 県外の乳幼児・子ども医療費助成 など

### 【届出方法】

所属所の共済事務担当課を通じて、「公費負担受給(開始・停止)報告書」を共済組合へ提出してください。

なお、当該報告書は共済組合ホームページからもダウンロードできます。

### 【注意事項】

届出が遅れたことにより附加給付が支給された場合には、当該附加給付を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

※上位所得者：標準報酬月額53万円以上の組合員及びその被扶養者

### 平成30年7月豪雨で被災された皆さまへ

平成30年7月豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

共済組合は、組合員又は被扶養者の居住する住居又は家財が3分の1以上の被害を受けた場合、その損害の程度により災害見舞金を支給します。

請求期限は被災した日から2年間ですが、早めのご請求をお願いします。

貸付事業においては、組合員が災害により住宅又は家財に損害を受けた場合、災害貸付を利用することができます。

請求手続き等の詳細は、平成30年9月発行の本紙号外及びホームページをご覧ください。

また、住居が半壊以上り災された組合員・被扶養者の方は、平成31年2月末まで医療機関の窓口で申し出ていただくことで、自己負担(1割〜3割)の支払いを猶予する取扱いをしておりますが、関係省庁からの要請に基づき、平成31年6月末まで延長することとなりました。

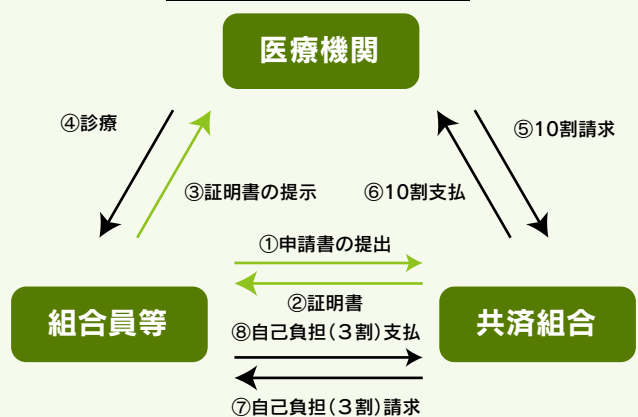
ただし、平成31年1月以降、支払い猶予を受ける場合は、医療機関の窓口で「一部負担金等徴収猶予証明書」の提示が必要となりますので、共済組合へ申告してください。

## 平成30年7月豪雨による医療費窓口負担の支払い猶予 (イメージ)

### 平成30年12月まで



### 平成31年1月以降



### 3. 年間平均による保険者算定

次の①～③のいずれも満たした場合に、年間平均による改定の対象となります。

- ① 通常の随時改定と年間平均による改定との間に**2等級以上の差**があること。
    - ・通常の随時改定  
昇給（降給）月以後の3か月間の報酬の平均から算出
    - ・年間平均による改定  
昇給（降給）月以後の3か月間の固定的給与（基本給・通勤手当等）の月平均額に、昇給（降給）月より前の9か月間と昇給（降給）月以後の3か月間に受けた非固定的給与（残業代等）の月平均額を加えた額から算出
  - ② 上記①の差が**業務の性質上、例年発生する**ことが見込まれること。
  - ③ 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。
- ※①と②を満たすが③のみ満たさない場合、申出により随時改定を行わないことができます。

#### 年間平均による保険者算定の算定例

例：前年9月の定時決定において標準報酬月額26万円の者が、4月に昇給した場合

年月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
基本給	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	I 260,000円	260,000円	260,000円
残業代	II 10,000円	20,000円	0円	10,000円	10,000円	0円	10,000円	10,000円	20,000円	III 200,000円	200,000円	200,000円

#### ①通常の随時改定 [ I + III ]

$$(260,000円 + 200,000円) + (260,000円 + 200,000円) + (260,000円 + 200,000円) \div 3 = 460,000円$$

→標準報酬月額**470,000円**

#### ②年間平均による随時改定

- ・固定的給与の平均 [ I ]  
 $(260,000円 + 260,000円 + 260,000円) \div 3 = 260,000円$
- ・非固定的給与の平均 [ II + III ]  
 $(10,000円 + 20,000円 + 0円 + \dots + 200,000円 + 200,000円) \div 12 = 57,500円$
- ・固定的給与の月平均額と非固定的給与の月平均額の合計  
 $260,000円 + 57,500円 = 317,500円$

→標準報酬月額**320,000円**



7月からの標準報酬月額は・・・

- ・例年3月から5月が繁忙期で4月から6月の報酬が高くなり、組合員の同意がある場合

**標準報酬月額 320,000円**

- ・今年に限り4月から6月の報酬が高くなった場合
- ・例年繁忙期だが組合員の同意がない場合

**標準報酬月額 470,000円**

【このページについての問合せ先】 共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

# 標準報酬月額の随時改定について

共済組合の各掛金の算定基礎となっている標準報酬月額は、原則として、毎年1回、9月に見直しを行うこと（定時決定）となっておりますが、それまでの間に基本給や諸手当が増減し、実際に受けている報酬月額と標準報酬月額との間に大きな差が生じた場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額の改定（随時改定）が行われます。

新年度の始まりである4月は、被扶養者の就職・退職等による扶養手当の増減や昇格に伴う基本給の増加など、随時改定のきっかけとなるイベントが多い時期です。共済組合から標準報酬月額の改定通知書が届いた方は内容のご確認をお願いします。



## 1. 随時改定の要件

次の①～④のいずれも満たす場合、随時改定の対象となります。

- ① 固定的給与に変動がある※1 こと
- ② 固定的給与に変動があった月以後3か月とも支払基礎日数※2 が17日以上あること
- ③ 3か月の報酬総額から算出した平均報酬月額（1月当たりの報酬月額）が該当する等級と、現在決定されている等級との間に2等級以上の差があること
- ④ 下図1の要件を満たしていること

※ 1 非固定的給与の変動のみでは、随時改定の対象とはなりません。

- 固定的給与・・・基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等
- 非固定的給与・・・時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等

※ 2 支払基礎日数とは、報酬を計算する基礎となった日数で、暦日数から各地方公共団体の条例等により勤務を要しない日（土日等）を除いた日数となります（祝日や年末年始は含まれます。）

(図1)

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
平均報酬額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定		対象				対象外	

矢印が同じ向きするとき、随時改定の対象となります。

## 2. 改定時期と適用期間

(1) 改定時期

固定的給与の変動月から4か月目

(2) 適用期間

改定月によって異なります。

- ① 改定月が1月～6月の場合・・・その年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）
- ② 改定月が7月～12月の場合・・・翌年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）

※改定月が7月～9月の場合、その年の定時決定は行わず、随時改定が優先されます。

# 新組合員の皆さんへ 共済組合福祉事業のご案内

共済組合では、共済事業の中心である医療保険制度・年金制度の他に、組合員の皆さんの生活の安定と福祉の向上を目的とした福祉事業を行っています。その福祉事業の中から、貯金、物資、貸付の三事業をご紹介します。

## 貯金事業 年1.0%

年 利	1.0% (税引後0.79685%)
預入方法	○定例貯金 給料又は賞与から定額(千円単位)を控除(天引き)する方法 ○臨時増額貯金 取扱金融機関の窓口から随時任意の額(千円単位)を払込む方法 ※併用可
払戻方法	◇払戻請求書を提出することで送金日に共済組合届出口座への払戻しが受けられる。 ◇送金日は月4回程度。共済組合ホームページ「貯金払戻スケジュール」参照のこと

(平成31年4月1日現在)

共済貯金は年利1.0% (税引後0.79685%)。平成31年4月1日現在)、組合員専用の普通貯金です。預入方法には、給料・賞与からの控除(天引き)による定例貯金と、随時に取扱金融機関の窓口から払込む臨時増額貯金があります。払戻請求は随時受け付けており、請求書の締切日に応じて定められた送金日に、千円単位での払戻しを受けることができます。

## 物資供給事業 年1.9%

年 利	1.9% (変動金利)
立替限度額	200万円
償還方法等	給料及び賞与からの控除(天引き)による償還 毎月償還額は60回以内、賞与償還額は立替金額の半分以上で自由に設定可
購入票締切日	毎月5日及び20日

(平成31年4月1日現在)

組合員の皆さんが共済組合の指定店(別冊「2019年度物資供給事業契約業者(指定店)名簿」をご覧ください。)で自動車等を購入するとき、購入費用の全部又は一部を共済組合が立て替えてお支払いします。利用者は、立替金について、給料・賞与からの定額控除(天引き)により分割返済します。

## 貸付事業 年1.26%

組合員の皆さんが生活必需物資の購入や住宅の建築・改修、お子さんの進学、進級の費用などを必要とするとき、共済組合がその資金の貸付けをいたします。

借受人は、借受額に応じて定められた償還回数に基づき、給料・賞与からの定額控除(天引き)により分割返済します。

各事業の詳細については  
共済組合ホームページを  
ご覧ください。  
(<http://www.ehime-kyosai.jp/>)



貸付種類	申 込 事 由	貸付限度額	年利(変動金利)	送金日等
普通貸付	生活必需物資の購入等で臨時に資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
住宅貸付	自ら居住するための住宅を新築・購入・増改築・修理又は土地を購入するとき	組合員期間・給料月額に応じた額	1.26%	月末の前日
在宅介護対応住宅貸付	自ら居住するための住宅を要介護者に配慮した構造を有する住宅にするとき	組合員期間・給料月額に応じた額	1.00%	月末の前日
災害貸付	水震災火その他の非常災害等により組合員の居住かつ所有する住宅等に損害を受けて臨時に資金が必要なとき	組合員期間・給料月額に応じた額	0.93%	随時
医療貸付	組合員又はその被扶養者の保険適用外の療養に係る支払いのため資金が必要なとき	給料月額×6(上限100万円)	1.26%	15日・月末の前日
入学貸付	組合員又はその被扶養者等が学校教育法に基づく学校等に入学するために資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
修学貸付	組合員又はその被扶養者等が学校教育法に基づく学校等で修学するために資金が必要なとき	修業月数×15万円(修業年度毎に貸付)	1.26%	15日・月末の前日
結婚貸付	組合員又はその被扶養者等が結婚する際に資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬祭で資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
高額医療貸付	組合員又はその被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養の支払いのため臨時に資金を必要とするとき	高額療養費相当額	無利息	随時
出産貸付	出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのため臨時に資金が必要なとき	出産費又は家族出産費相当額	無利息	随時

(平成31年4月1日現在)



## 共済貯金のお知らせ

### 利息を元金に組み入れました

平成30年10月1日から平成31年3月31日までの半年分の利息(年利1・0%、税引後0・79685%)を計算し、元金に組み入れました。

4月下旬、加入者の皆さんへ「共済貯金現在残高通知書」の配付を予定しています。貯金加入時にお配りしています貯金控帳とあわせ、残高管理にご活用ください。

ゴールデン ウィーク期間 中の共済貯金 の払戻予定	払戻請求書 締切日※	4月23日(火)	【注意】 4月27日から5月9日までの 間は送金がありません。	5月7日(火)
	送金予定日	4月26日(金)		5月10日(金)

※払戻請求書締切日は、払戻請求書を共済組合が受付けた日です。

※詳しくは共済組合ホームページ「貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

## 指定店会からのお知らせ

### 組合員割引いたします

指定店会では「組合員割引」を行っています。

これは、組合員割引取扱店において割引対象商品を購入する際に、組合員証を提示することにより割引を受けることができるサービスです。

概要は、本号別冊「2019年度物資供給事業契約業者(指定店)名簿」の裏面「組合員割引取扱店一覧(2019年度)」をご覧ください。

#### ■物資指定店(取消)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	H31.1.12	(株)アベホンダ (PROS アベホンダ) (※)	松山市萱町6丁目98-1	(089)925-8325	自動二輪車

(※) (株)アベホンダ (HONDA DREAM 松山) (松山市東長戸4丁目6-16 電話番号 (089)927-1010) として指定店継続。

## 年金払い退職給付に係る財政状況(平成29年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成29年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

## ◆◆◆◆◆ 保健課からのお知らせ ◆◆◆◆◆

### 新 婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の廃止について

平成32年3月31日をもって、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成を廃止します。  
 ただし、平成32年3月31日までに下表の利用条件に該当する者は、平成33年3月31日までの経過措置として、その利用条件に該当している間は助成を受けることができます。  
 なお、えひめ共済会館の休館中（平成30年4月1日から同年8月31日まで）に、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の助成対象期間が含まれる場合は、休館期間相当分（暦年計算）について、助成対象期間を延長します。  
 詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
新婚・銀婚利用助成	組合員及び配偶者	① 結婚1年未満の者 ② 結婚25年目の者 ※どちらも夫婦で1回限りの利用	えひめ共済会館に無料で1泊できる（2食付）
永年勤続利用助成	組合員	勤続25年以上の組合員（既婚者を除く。） ※1回限りの利用	

### 福 祉施設利用助成対象施設の見直しについて

平成32年4月1日から、福祉施設利用助成対象施設を見直します。  
 見直し後の当該助成対象施設は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設となります。大幅な助成対象施設の減少となりますが、来年度以降は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設をより一層ご利用いただき、福祉施設利用助成金を心身のリフレッシュ等による健康増進にお役立てください。  
 福祉施設利用助成対象施設につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
福祉施設利用助成	組合員及び被扶養者	指定施設で宿泊する。（連泊は7日まで）	1人1泊1,000円

### は り・きゅう施術料助成の廃止について

平成29年度をもって、はり・きゅう施術料助成を廃止しました。  
 ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については、助成の対象となりますので、請求忘れがないよう、速やかにご請求ください。

● **忘れていませんか？**

**提出期限5月31日**

特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた家族（被扶養者）の皆様へ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象にそれぞれ図書カード（1,000円分）を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した平成30年度の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方（必要書類：受診券、健康診断の結果（写）、質問表）
- ② 特定保健指導を最後まで終了した方

詳しくは、公報「石鎚」平成30年7月号（Vol.300）又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

# ストレスが引き金になることも… 過敏性腸症候群

異動や転勤などに伴うストレスから、お腹の不調に悩んでいる人も多いのではないのでしょうか。お腹の不調の原因は感染症、生活習慣の乱れや精神的なストレスなど多岐にわたります。「過敏性腸症候群」は、ストレスが原因の一つとされ、急な下痢や便秘を繰り返して、日常生活に大きな影響を及ぼします。



## 過敏性腸症候群ってどんな病気？

過敏性腸症候群は、検査では異常が認められないのに、下痢や便秘などを伴う腹痛や腹部の不快感が慢性的に繰り返される病気です。

過敏性腸症候群の詳しい原因は解明されていませんが、ストレスが深く関係していることがわかっています。ストレスがかかったときに脳から発せられるストレス信号により、腸の運動を刺激するセロトニンが分泌されて腸の動きが激しくなり、急な腹痛や下痢を引き起こします。頻繁に繰り返すと不安が強くなり、ストレス信号がさらに強まって不調が生じやすくなるのが特徴です。

### こんな症状はありませんか？

● 3カ月以内に腹痛や腹部の不快感が月に3日以上あれば注意信号！さらに、次の項目に2つ以上当てはまれば過敏性腸症候群の疑いがあります。

- 排便すると症状がおさまる
- 排便回数が増える
- 便が硬くなったり軟らかくなったり変化する

参考：Rome III 診断基準

## 生活習慣を改善しよう

過敏性腸症候群の予防・改善には、食生活と生活スタイルの改善が有効です。

ただし、症状が重いときや長引くときは、かかりつけ医に相談しましょう。医療機関では食事療法や運動療法のほか、症状に合わせた薬が処方されます。

処方薬には、下痢や腹痛などの症状を抑えるものや、セロトニンの働きを抑えて腸の運動異常や痛みを感じやすい状態を改善するものなどがあります。薬の処方を受けても、生活習慣の改善と並行して治療することが大切です。

### 食生活

#### ●朝食を抜かない

1日3食きちんと規則正しく食べる。特に朝食で大腸のぜん動運動を促して、排便のリズムをつくるのが大切。

#### ●刺激物を避ける

香辛料や塩分、冷たい飲みもの、アルコールを控える。悪玉菌のエサになり、腸内環境を悪化させる動物性脂肪（乳製品や肉類）の摂りすぎに注意する。

#### ●水分と食物繊維を摂る

善玉菌のエサになり腸内環境を整え、便秘を解消する働きのある、野菜やきのこ、海藻、豆、果物などに含まれる食物繊維を摂る。



### 生活スタイル

#### ●睡眠と休養でストレス解消

腸の動きをコントロールする自律神経を整えるには、十分な睡眠が不可欠。夜12時までには就寝し、朝は日光をしっかり浴びる。ストレスをためすぎないよう、こまめに休養をとり、趣味や入浴などでリフレッシュするのも忘れずに。

#### ●運動する

ウォーキングやジョギングなど適度な運動は腸の働きを整える。腹筋を鍛えると、スムーズな排便を助ける効果も。

#### ●便意をがまんしない

便意をがまんすることを繰り返すと、次第に便意を感じにくくなる。



## 病気が隠れている場合も

下痢や便秘の中には、大腸がんなどの病気が隠れている場合もあります。

血便が出た、急に便が出にくくなった、便が細くなった、排便回数が増えた、発熱や腹痛、体重減少などの変化があった

場合には、早めに医療機関を受診しましょう。

ただし、大腸がんは症状が出る前の早期発見が大切です。40歳以上の方は、年に1回は大腸がん検診を受診するようにしましょう。

# 四季の伊予路プラン **春**

1泊2食付お1人様 **7,100円** (税込) 期間:平成31年3月1日~5月31日まで

**ご予約  
承り中**



## ～お品書き～

- |      |               |
|------|---------------|
| 前菜   | 菜の花とカニ卵豆腐     |
| 造り   | 桜鯛の松皮造り       |
| 焼物   | 鯖西京焼          |
| 鍋    | 甘とろ豚と白菜の豆乳鍋   |
| 肉料理  | 松山どりのローストサラダ  |
| 揚げ物  | 春菊と桜エビのかき揚げ   |
| 御飯   | 筍とあさりの釜飯      |
| デザート | 季節のフルーツとミニケーキ |

宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。  
※朝食はバイキング形式となります。

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

**えひめ共済会館**

TEL 089-945-6311  
FAX 089-945-6322

〒790-0003  
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】  
[e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp](mailto:e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp)



表紙によせて

ふたみ潮風ふれあい公園

(伊予市)

平成7年4月に伊予市双海町高岸にオープンした「ふたみ潮風ふれあい公園」は、スポーツやキャンプ、研修の場として、夏季を中心に市内外の皆さまからご利用いただいています。

「沈む夕日が立ち止まるまち」の当公園から望む夕景の美しさはもちろんのこと、春の季節に伊予灘を眺めれば、沿道に咲く桜の淡いピンクと空の青、海の青とが見事なコントラストを生むことから、数多くのリピーターが訪れる花見スポットにもなっています。

【お問い合わせ】

TEL/FAX: 089(986)

1559

定休日: 毎週火曜(祝日の場合は翌日)、年末年始

## 組合の現況

(平成31年2月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,544人
男	9,330人
女	5,214人
◎平均標準報酬月額(短期)	377,387円
◎被扶養者数	15,980人
(含任継)	内125人
◎任意継続組合員	214人
◎年金受給者数	18,209人